



区のおしらせ

令和6年(2024年)

12/15

No.1950

毎月1日・15日
25日(地域版) 発行

せたがや

SETAGAYA

成年後見人等 について知っていますか？

成年後見人等(保佐人・補助人・任意後見人を含む)は、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、一人では契約や財産管理などが難しい方が自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り法的に支援します。

☎生活福祉課 ☎5432-2767 FAX 5432-3020

成年後見人等のお仕事

- 生活・財産状況からご本人に合った生活の仕方やお金の使い方を提案
- ご本人の思い等を踏まえた、福祉サービスの契約や生活に必要な支払い・手続き
- 悪質業者との契約の取消し など

※家庭裁判所から与えられた権限により、成年後見人等にできることは異なります。



財産管理(一例)

- 預貯金、有価証券などの管理やその他の財産の保管
- 公共料金、保険料、生活や療養などのために必要な支払い
- 不動産の管理、処分(賃貸借契約も含む)、貸家の管理(賃料収入管理)
- 遺産分割、遺産・贈与の受領



身上保護(一例)

- 日常生活の見守り
- 入退院の手続き、医療費の支払い
- 福祉サービスの契約、処遇の見守り

成年後見人等は これらの不安やお困りごとがある方を支えます

契約の様々なこと

アパートの契約更新が必要だけど、よく分からない

金銭管理・福祉サービス

お母さんが倒れてしまった…
私はどうしたらいいのかな



業者に屋根の修理の
契約を無理にさせられたけど、
取り消したい



お金の管理も苦手だし、
福祉サービスのことも
一人では不安…

成年後見センターへご相談ください

- 成年後見制度について
- 申立手続の方法や後見人等候補者について
- 後見人の実務について



詳しくは、
同センターのホームページを
ご覧ください

親族後見人に関する支援もしています

- 後見業務に関するご相談の受付
- 家庭裁判所(監督人)に提出する書類の作成



成年後見センターで
配布しています

お気軽に
ご相談ください

(社福)世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター
所在地/成城6-3-10 3階
☎03-6411-3950 FAX 03-6411-2247
受付時間/平日 午前8時30分～午後5時

成年後見セミナーを開催します

☎ 1月17日(金)午後2～4時 場 烏山区民会館集会室
申込方法等詳しくは、成年後見センターへお問い合わせください。

主な内容 令和6年度上半期の財政状況…3面 | 電子証明書利用のためのマイナンバーカードの申請はお早めに…4面 | 年末年始の窓口・施設・サービス等のお知らせ…8面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

「成年後見制度」が守る
区民の人権と尊厳

皆さんは「成年後見制度」をご存じでしょうか。認知症が進んだり、知的障害や精神障害等によって、判断や責任能力が十分でなく支援が必要になった時に「成年後見人」が寄り添い、ご本人の持つ権利を守る制度です。みずから助けを求めることが難しい場合は、支援者や親族などが選任までのサポートを行い、必要な支援に結びつけます。

私は今から25年前に衆議院法務委員会では法案審議にあたった経験がありますが、区長に就任して以来、この制度が持つ大切な役割を改めて認識しています。

区では、令和3年度から制度普及と利用促進のために、世田谷区社会福祉協議会が設置する「成年後見センター」を中核機関として位置づけています。親族等の後見人を支援するとともに、弁護士、司法書士、医師などの職能団体や支援機関、金融機関を構成員とした協議会を開催し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や情報共有等を行っています。

令和5年度からは、後見人報酬や家庭裁判所への申立て費用等を一定の要件のもとに助成する取組みも始めました。ぜひ、お気軽にご相談ください。